

雇児総発 0425 第 1 号  
社援総発 0425 第 2 号  
障企発 0425 第 2 号  
老総発 0425 第 2 号  
平成 29 年 4 月 25 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の  
適用状況の確認について（協力依頼）

社会福祉行政について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について（協力依頼）」（平成 29 年 4 月 17 日付け年管管発 0417 第 2 号・基徴収発 0417 第 1 号。以下「協力依頼通知」という。）により、厚生労働省年金局事業管理課長及び労働基準局労働保険徴収課長から社会保険等の未適用事業所の加入促進について協力依頼があったところです。

については、別添の内容を御確認の上、その趣旨を御理解いただき、別紙の主な対象事業における新規許可（届出、指定、登録等を含む。）申請時に社会保険等が適用されていることの確認及び厚生労働省への情報提供（報告様式は協力依頼通知の別添 2 のとおり）にご協力いただくとともに、各業の事業者団体に対する周知についてお願いいたします。

また、貴管内市町村への協力依頼及び各業の事業者団体に対する周知についてもお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 主な依頼対象事業

### <児童福祉関係>

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の社会福祉法第2条第2項第2号に規定する施設を経営する事業（社会福祉法第2条第2項第2号）
- ・ 婦人保護施設を経営する事業（社会福祉法第2条第2項第6号）
- ・ 障害児通所支援事業、放課後児童クラブ、保育所を経営する事業等の社会福祉法第2条第3項第2号に規定する事業（社会福祉法第2条第3項第2号）
- ・ 母子・父子福祉施設を経営する事業等の社会福祉法第2条第3項第3号に規定する事業（社会福祉法第2条第3項第3号）

### <生活保護関係>

- ・ 無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号）
- ・ 保護施設（社会福祉法第2条第2項第1号）

### <障害福祉関係>

- ・ 障害者支援施設を経営する事業（社会福祉法第2条第2項第4号）
- ・ 障害福祉サービス事業（社会福祉法第2条第3項第4号の2）

### <介護関係>

- ・ 特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を経営する事業（社会福祉法第2条第2項第3号）
- ・ 有料老人ホームを経営する事業（老人福祉法第29条第1項）
- ・ 介護老人保健施設を経営する事業（介護保険法第8条第28項）
- ・ 介護関連サービス事業（社会福祉法第2条第3項第4号）

年管管発 0417 第 2 号  
基徴収発 0417 第 1 号  
平成 29 年 4 月 17 日

雇用均等・児童家庭局総務課長  
社会・援護局総務課長  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長 殿  
老健局総務課長

年金局事業管理課長  
〔公印省略〕  
労働基準局労働保険徴収課長  
〔公印省略〕

各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について  
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時 5 人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、中小零細事業を中心に加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業や運輸業においては、各業の新規許可等申請時において、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）が適用されていることが確認出来なかった場合に、日本年金機構もしくは都道府県労働局（以下「日本年金機構等」という。）に事業所情報を提供する取組が実施されている。

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、社会保険等の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点から重要であり、厚生労働省として従来から取り組んできたところであるが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、各業の新規許可（届出、指定、登録等を含む。以下同じ。）申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき、実施していただくよう、貴課から各都道府県担当課あてに協力依頼（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言）を行っていただきたい。

また、各都道府県のホームページ（各業の許可等の様式を掲載しているページ）に、新規許可申請時に、社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類か何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口で別途日本年金機構から配布する予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただくよう、依頼を行っていただきたい。

なお、平成 26 年 1 月 17 日付の雇用均等・児童家庭局総務課長等宛依頼「新たに営まれる社会福祉事業等の許認可等に係る情報提供について」については、平成 29 年 7 月 1 日付で廃止する。

## 1 確認方法について

新規許可申請時に社会保険等への加入が確認できる下記のいずれかの資料の写しの提出又は提示を求めることとする。

### (1) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

- 保険料の領収証書【参考1 資料①】（※1）
- 社会保険料納入証明書【参考1 資料②】（※2）
- 社会保険料納入確認書【参考1 資料③】（※2）
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書【参考1 資料④】（※3）
- 健康保険・厚生年金保険適用通知書【参考1 資料⑤】（※3）

※1 毎月、年金事務所が事業主に送付

※2 事業主の求めに応じ、年金事務所が発行

※3 新規許可時に保険料の支払いが発生していない場合は、本通知書で確認

### (2) 労働保険（労災保険及び雇用保険）

- 労働保険概算・確定保険料申告書【参考1 資料⑥】
- 納付書・領収証書【参考1 資料⑦】
- 保険関係成立届【参考1 資料⑧】

## 2 情報提供について

新規許可申請時において、地方自治体は、事業主に対し、社会保険等への加入状況にかかる確認票（別紙1）の提出を求めることとする。

また、地方自治体は、以下の事業所について、次の宛先に適用未確認事業所リスト（別紙2）により情報提供を行うこととする。

### (1) 情報提供の対象となる事業所（下記のいずれかに該当する場合）

○別紙1の提出がない事業所

○別紙1のⅠ（社会保険）において

- ・「1 加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所
- ・「2 現在、加入手続中である。」と回答した事業所
- ・「3 今後、加入手続を行う。」と回答した事業所
- ・「5 適用事業所かどうか不明である。」と回答した事業所
- ・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

○別紙1のⅡ（労働保険）において

- ・「1 加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所
- ・「2 現在、加入手続中である。」と回答した事業所

- ・「3今後、加入手続を行う。」と回答した事業所
- ・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

## (2) 情報提供の宛先

厚生労働省特殊メールアドレス

hoken-miteki@mhlw.go.jp

## (3) 情報提供方法

適用未確認事業所リスト（別紙2）に必要事項を入力し、前月分（1ヶ月分）をとりまとめて翌月の10日までに電子メールによる送付により情報提供する。（随時情報提供することも可）

なお、対象事業所の該当がない場合、その旨の報告は特段要しない。

## 3 実施開始時期

本取組は、平成29年7月1日から行うこととする。

## 4 事業主向けパンフレット

地方自治体の窓口には、社会保険等の制度周知のパンフレットを備えていただき、必要に応じて事業主等へ配布されたい。

パンフレットについては、年金事務所が地方自治体の担当課に必要部数を聴取の上、平成29年6月中に送付する予定としている。

## 5 参考資料

本取組の参考資料として以下の資料を添付するので参考とされたい。

### 【社会保険及び労働保険の加入を確認する根拠資料】

参考1 様式例（保険料の領収証書等）

### 【確認方法の手順を示した図】

参考2 確認の流れ（図）

### 【社会保険及び労働保険の適用要件を業種別にまとめた資料】

参考3 社会保険及び労働保険の適用要件について

### 【質疑応答例（事業主向け、主に地方自治体向け）】

参考4 よくいただくご質問およびご質問への回答

### 【必要に応じて事業主に配付していただくもの】

参考5 事業主向けパンフレット

[本取組についての問い合わせ先]

厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険管理係 岸野 野本

TEL : 03-5253-1111 (内線 3566)

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

適用係 高田

TEL : 03-5253-1111 (内線 5156)

[適用要件等、制度一般についての問い合わせ先]

日本年金機構地域部照会先一覧 別添 1

都道府県労働局照会先一覧 別添 2

## 日本年金機構地域部 照会先一覧 (平成29年4月1日現在)

	地域部	管轄都道府県	郵便番号	所在地	代表電話番号 (内線)
1	北海道地域部	北海道	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2245)
2	東北地域第一部	宮城・山形・福島	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2277)
3	東北地域第二部	岩手・青森・秋田	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2277)
4	北関東・信越地域第一部	埼玉・茨城・栃木	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2479)
5	北関東・信越地域第二部	新潟・群馬・長野	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2479)
6	南関東地域第一部	東京(注1)	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2413)
7	南関東地域第二部	神奈川・千葉・ 東京(注2)・山梨	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2424)
8	中部地域第一部	愛知(注3)・岐阜・ 富山・石川	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2314)
9	中部地域第二部	静岡・愛知(注4)・ 三重	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2322)
10	近畿地域第一部	大坂(注5)・京都・ 福井・滋賀	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2447)
11	近畿地域第二部	兵庫・大阪(注6)・ 奈良・和歌山	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2447)
12	中国地域部	広島・鳥取・島根・ 岡山・山口	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2615)
13	四国地域部	香川・徳島・愛媛・ 高知	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2622)
14	九州地域第一部	福岡・佐賀・長崎・ 大分	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2636)
15	九州地域第二部	熊本・宮崎・鹿児島・ 沖縄	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2636)

(注1)東京都(千代田区、中央区、港区、大島支所管内、三宅支所管内、八丈島支所管内、小笠原支所管内、新宿区、杉並区、中野区、台東区、文京区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、荒川区、葛飾区)

(注2)東京都(南関東地域第一部の管轄区域を除く。)

(注3)愛知県(千種区、東区、守山区、名東区、中村区、津島市、愛西市、あま市、海部郡、中区、熱田区、中川区、港区、瑞穂区、南区、緑区、豊明市、昭和区、天白区、日進市、愛知郡、西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡、北区、春日井市、小牧市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市)

(注4)愛知県(中部地域第一部の管轄区域を除く。)

(注5)大阪府(近畿地域第二部の管轄区域を除く。)

(注6)大阪府(貝塚市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡、堺区、中区、東区、南区、北区、美原区、西区、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡、東大阪市、八尾市、柏原市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡、豊中市、池田市、箕面市、守口市、大東市、門真市、枚方市)

## 都道府県労働局照会先一覧

労働局名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道労働局総務部労働保険徴収課	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎8階	011(709)2311(代表)
青森労働局総務部労働保険徴収室	030-8558	青森市新町二丁目4番25号 青森合同庁舎5階	017(734)4145
岩手労働局総務部労働保険徴収室	020-8522	盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019(604)3003
宮城労働局総務部労働保険徴収課	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階	022(299)8842
秋田労働局総務部労働保険徴収室	010-0951	秋田市山王6丁目1番24号 山王セントラルビル6階	018(883)4267
山形労働局総務部労働保険徴収室	990-8567	山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階	023(624)8225
福島労働局総務部労働保険徴収室	960-8021	福島市轟町1番46号 福島合同庁舎5階	024(536)4607
茨城労働局総務部労働保険徴収室	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎5階	029(224)6213
栃木労働局総務部労働保険徴収室	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028(634)9113
群馬労働局総務部労働保険徴収室	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階	027(896)4734
埼玉労働局総務部労働保険徴収課	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー15階	048(600)6203
千葉労働局総務部労働保険徴収課	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎2階	043(221)4317
東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課	102-8307	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1628
神奈川労働局総務部労働保険徴収課	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2 鳥車道ウエストビル9階	045(650)2803
新潟労働局総務部労働保険徴収課	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025(288)3502
富山労働局総務部労働保険徴収室	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076(432)2714
石川労働局総務部労働保険徴収室	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4422
福井労働局総務部労働保険徴収室	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階	0776(22)0112
山梨労働局総務部労働保険徴収室	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055(225)2852
長野労働局総務部労働保険徴収室	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号	026(223)0552
岐阜労働局総務部労働保険徴収室	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	058(245)8115
静岡労働局総務部労働保険徴収課	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054(254)6437
愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15階	052(219)5503
三重労働局総務部労働保険徴収室	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎3階	059(226)2100
滋賀労働局総務部労働保険徴収室	520-0057	大津市御幸町6番6号	077(522)6520
京都労働局総務部労働保険徴収課	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3213
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課	540-0028	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNBビル17階	06(4790)6340
兵庫労働局総務部労働保険徴収課	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階	078(367)0790
奈良労働局総務部労働保険徴収室	630-8570	奈良市法連町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0203
和歌山労働局総務部労働保険徴収室	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階	073(488)1102
鳥取労働局総務部労働保険徴収室	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号	0857(29)1702
島根労働局総務部労働保険徴収室	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852(20)7010
岡山労働局総務部労働保険徴収室	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086(225)2012
広島労働局総務部労働保険徴収課	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館4階	082(221)9246
山口労働局総務部労働保険徴収室	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0366
徳島労働局総務部労働保険徴収室	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎1階	088(652)9143
香川労働局総務部労働保険徴収室	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087(811)8917
愛媛労働局総務部労働保険徴収室	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089(935)5202
高知労働局総務部労働保険徴収室	780-8548	高知市南金田1番39号 高知労働総合庁舎	088(885)6026
福岡労働局総務部労働保険徴収課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階	092(434)9833
佐賀労働局総務部労働保険徴収室	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	0952(32)7168
長崎労働局総務部労働保険徴収室	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル4階	095(801)0025
熊本労働局総務部労働保険徴収室	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096(211)1702
大分労働局総務部労働保険徴収室	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097(536)7095
宮崎労働局総務部労働保険徴収室	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985(38)8822
鹿児島労働局総務部労働保険徴収室	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099(223)8276
沖縄労働局総務部労働保険徴収室	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098(868)4038







参考1 資料② 社会保険料納入証明書

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	(        ) (        ) (        )

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 險 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長



平成 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	(        )(        )(        )

2. 申請事由

--

3. 確認事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

○△年金事務所長 印



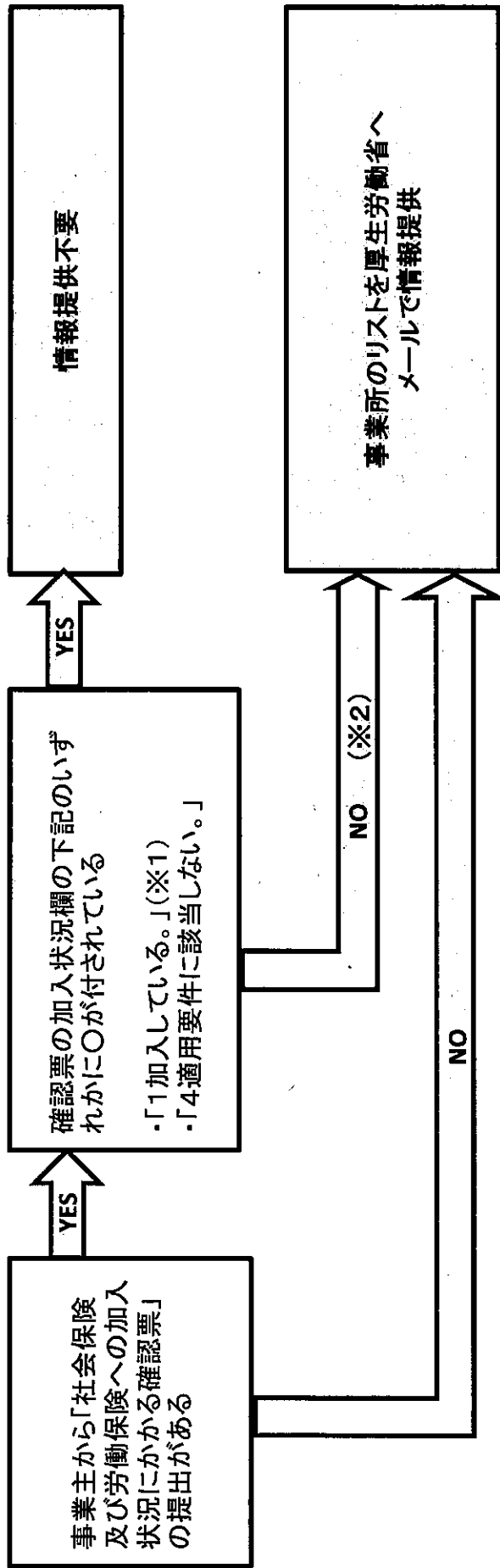








## 【参考2】確認の流れ



※1 許可申請時に書類の持参を失念した事業所については、その時点で厚生労働省に情報提供を行う。(事業所に後日提出を求めると必要なし。)

※2 下記のいずれかに該当する場合は厚生労働省に情報提供を行う。

### ○社会保険

- ・「2 現在、加入手続中である。」
- ・「3 今後、加入手続を行う。」
- ・「5 適用事業所かどうか不明である。」
- ・いずれにも○が付されていない場合

### ○労働保険

- ・「2 現在、加入手続中である。」
- ・「3 今後、加入手続を行う。」
- ・いずれにも○が付されていない場合

### 【参考3】

## 社会保険及び労働保険の適用について

### 【社会福祉事業等】

- 社会保険（厚生年金保険、健康保険）は、事業所を単位に適用されません。適用を受けられる事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている事業所を「強制適用事業所」といいます。

社会福祉事業においては、法人事業所に加え、常時五人以上労働者を雇っている個人事業所も強制適用事業所となります。（※）

※ 製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、  
保管貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、  
医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、個人事業所も対象となります。

- 労働保険（労災保険、雇用保険）は、事業場を単位に適用されません。  
社会福祉事業においては、名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業所は、個人事業所、法人事業所を問わず強制適用事業所となります。